

八王子市新生児及び未熟児等訪問指導実施要綱

平成9年4月1日施行

改正	平成12年4月1日	平成14年4月1日	平成15年11月1日
	平成16年10月1日	平成18年4月1日	平成19年4月1日
	平成20年7月1日	平成21年4月1日	平成23年4月1日
	平成26年4月1日	平成29年4月1日	

第1条 目的

この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）第11条に規定する新生児の訪問指導の実施、法第19条に規定する未熟児の訪問指導の実施及び法10条に規定する乳児の保健指導の実施、並びに児童福祉法第6条の3第4号に規定する乳児家庭全戸訪問事業の実施について必要な事項を定め、もって保護者及びその家族等に適切な訪問指導及び保健指導（以下「訪問指導等」という。）を行う。訪問指導等において新生児及び未熟児等における異常の早期発見、治療等について助言するとともに、新生児及び未熟児等の発育及び発達を支援する。さらに乳児のいる家庭の孤立化を防ぐため子育て支援に関する情報提供を行い、乳児の健全な育成環境の確保を図ることを目的とする。

第2 訪問指導等の対象者

- 1 訪問指導等の対象者は、原則として市内に住所又は居所を有する生後4か月までの全ての乳児で、次に掲げる者とする。
 - (1) 新生児
 - (2) 未熟児
 - (3) 妊娠中に母体に異常があった者から出生した者又は異常分娩により出生した者
 - (4) その他訪問指導が必要と認められる者
- 2 未熟児等特別な理由により生後4か月までの訪問指導等が困難な場合は、その後も訪問指導等の対象者とし、必要な時期に訪問指導等を実施するものとする。
- 3 生後4か月を迎えるまでの間に、健康診査等により乳児及びその保護者の状況が確認できており、家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合は対象とする。
- 4 訪問の同意が得られない場合や、児の入院や長期の里帰り出産等により生後4か月を迎えるまでには市内住居に児がいないと見込まれる場合は、その後の対応を第8 訪問指導等の事後措置のケース対応会議において検討

する。

第3 対象者の把握

- 1 訪問指導等の対象者の把握は、次に掲げる方法により行うものとする。
 - (1) 乳幼児医療費助成・子ども手当等の申請書及び出生連絡カード
(アンケート(八王子市母子保健法施行細則第5号様式))による連絡
 - (2) 保護者又は家族等からの電話、郵便等による連絡
 - (3) 養育医療申請時における面接
 - (4) 医療機関等からの連絡
 - (5) 他区市町村からの連絡
- 2 (1)の出生連絡カードは、書面又は市が指定する電子的な手段を利用する方法(以下「電子申請」という。)により連絡するものとする。
- 3 訪問指導等の対象者を把握したときは、新生児及び未熟児等訪問管理台帳(第1号様式(様式略)。以下「管理台帳」という。)に必要事項を記載するものとする。

第4 訪問指導等の内容

訪問指導等の実施に当たっては、次に掲げる指導内容に留意するものとする。

- (1) 保護者に対する問診に当たっての留意事項
 - ア 妊娠、分娩及び産じょくにおける母親の心身の健康状態
 - イ 家族の健康状態
 - ウ 新生児及び未熟児等の既往歴及び現在の症状
 - エ 養育の状況
 - オ 育児に対する不安
 - カ 新生児及び未熟児等の家庭環境等
- (2) 新生児及び未熟児等の健康状態の把握に当たっての留意事項
 - ア 呼吸、体温、泣き声、体重増加等一般状態
 - イ 身体各部の状態等
- (3) 保護者に対する指導に当たっての留意事項
 - ア 新生児及び未熟児等の発育並びに発達の状況
 - イ 栄養法及び乳房管理
 - ウ 清潔及び衣類
 - エ 生活環境
 - オ 感染の防止
 - カ 事故及び外傷防止等安全に関すること。
 - キ 子育て支援に関する情報提供等

ク 福祉関係施策の紹介等

(4) 保護者が不在であった場合の対応

ア 保護者に対する次回訪問の通知 (第2号様式 (様式略))

イ 母子保健事業の案内等

第5 訪問指導等の従事者

- 1 訪問指導等に従事する者は、市職員のうち保健師資格を有する者、母子保健指導員、及び市が委託契約した新生児訪問指導員で市が実施する新生児・妊産婦訪問指導員研修を修了した者 (以下「訪問指導員」という。)とする。
- 2 母子保健指導員、新生児・妊産婦訪問指導員研修は、次に掲げる項目について実施するものとする。
 - (1) 乳児家庭全戸訪問事業の概要
 - (2) 母子保健事業に関すること。
 - (3) 訪問指導に関すること。
 - (4) 個人情報保護に関すること。
- 3 第3により訪問指導等の対象者を把握した場合において、訪問指導員による訪問が適当であると認めるときは、新生児訪問指導指示票 (第3号様式 (様式略)) を作成し、出生連絡カードを添えて、訪問指導員に訪問を指示するものとする。
- 4 訪問指導の回数は、対象者1人につき1回とする。ただし、引き続き支援が必要と認められる場合は、訪問指導を継続するものとする。
- 5 訪問指導員は、訪問指導が適切かつ円滑に行われるよう、必要に応じて市の担当保健師と密接に連絡をとるものとする。
- 6 訪問指導員は、訪問指導を行う際は、新生児・妊産婦訪問指導員証 (第4号様式 (様式略)) を携行し、必要に応じて提示するものとする。

第6 訪問指導等の記録

- 1 市職員が訪問指導等を行った場合は、その状況を新生児及び未熟児等訪問指導票 (第5号様式 (様式略))。以下「訪問指導票」という。)と、必要に応じて母子保健記録 (第6号様式 (様式略)) に記録するものとする。
- 2 訪問指導員が訪問を行った場合は、その状況を訪問指導票 (第5号様式 (様式略)) に記録するものとする。

第7 訪問指導の報告

- 1 訪問指導員は、その月に訪問指導した結果を新生児訪問指導記録票 (第7号様式 (様式略)) に記録し、訪問指導票を添えて市長に提出するものとする。ただし、訪問した相手方が不在の場合は、その場で市の

担当保健師に連絡し、その指示に従う。

2 訪問指導員は、訪問先が不在等のため、やむなく引き返す場合は、保護者に対する次回訪問の通知（第2号様式（様式略））及び母子保健事業の案内等を訪問先に配布する。

3 訪問指導員から訪問指導票の提出があったときは、管理台帳に必要事項を記入する。

第8 訪問指導等の事後措置

訪問実施後支援の必要性を検討すべきと判断される家庭について、支援方針の検討のためにケース対応会議を実施し、訪問指導等により疾病若しくは異常又は児童虐待の疑いのある乳児及び未熟児等を発見した場合は、必要に応じて専門医療機関の受診の勧奨又は児童相談所、子ども家庭支援センター等の子育て支援関係機関への連絡など、適切な措置をとるものとする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。